

移動等円滑化取組計画書

令和5年5月29日

住 所 埼玉県さいたま市緑区美園4-12

事業者名 埼玉高速鉄道株式会社

代表者名 代表取締役社長 萩野 洋

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

① 全駅においてエレベータによる1ルートを整備済であるが、エレベータの出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていないことから、エレベータ更新時に現在の基準に適合したものに整備していく。

現在の整備状況 1基／16基 (6.3%)

② 全駅において視覚障害者誘導用ブロックを整備しているが、旧規格のブロックを敷設しているため、今後、駅大規模改修時にJIS規格に適合したブロックを整備していく。

現在の整備状況：全駅ホームの一部を整備済

③ 全駅において、ホーム上の転落防止対策としてホーム可動柵を設置している。

現在の整備状況：7駅／7駅 (100%)

④ 全駅において改札内のトイレに多機能トイレを整備している。

現在の整備状況：7駅／7駅 (100%)

⑤ 補修車両の全編成において移動等円滑化基準を満たしている。

現在の整備状況：10編成／10編成 (100%)

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

① 引き続き、全駅に設置している運行情報や異常時情報を案内するデジタルサイネージにおいて情報提供する内容の充実化を図る。

② 引き続き、駅係員を対象に交通サポートマネージャー研修の受講やサービス介助士資格の取得を促進する。

## II 移動等円滑化に関する措置

- ① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計画内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
	未定

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	計画内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
定期点検の実施等	定期点検を適切に実施し、機能維持を図る。 接遇に係るマニュアルの点検・整備、教育訓練の実施、体制の確保に努める。(令和5年度)

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	計画内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
人員配置の工夫	旅客支援に対応する駅係員を充実させるため、駅係員業務を補助する学生アルバイトやボランティアスタッフを必要により配置し、体制強化に努める。(令和5年度)
サービス介助士資格をもつ駅係員の配置	全駅にサービス介助士資格をもつ駅係員を原則1名以上配置する。(令和5年度)

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	計画内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
画像・音声による情報提供	全駅に配置している運行情報や異常時情報を画像・音声で案内するデジタルサイネージを活用した情報提供を行う。(令和5年度)

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
サービス介助士資格の取得促進	駅係員を対象としたサービス介助士資格の取得促進を継続する。 (令和5年度)
外部機関による接遇研修の受講	駅係員を対象として、交通サポートマネージャー研修の受講を継続する。(令和5年度)

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
啓蒙ポスターの掲示	ポスターやデジタルサイネージを活用した啓蒙活動のほか、放送による呼びかけを行う。(令和5年度)

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

- ・駅係員向けの接遇マニュアル（手引書）は必要により随時更新を実施する。
- ・資格取得や外部研修のほか、職場内において接遇研修を定期的に実施する。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
	特になし	

V 計画書の公表方法

弊社ホームページに掲載

VI その他計画に関連する事項